

独自利用事務の情報連携に関する手引

令和 6 年 9 月

個人情報保護委員会事務局

本資料は、地方公共団体の職員を対象に、「独自利用事務の情報連携」の概要及びQ&Aをまとめたものです。

個人番号制度全般については、デジタル庁の「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」のウェブページ（<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>）を確認してください。

（用語）

- ・**番号法** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- ・**利用特定個人情報提供省令** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）
- ・**準法定事務主務省令** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）
- ・**委員会規則** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）

（掲載URL：<https://www.ppc.go.jp/legal/laws/>）

目次

1	独自利用事務の情報連携制度	1
1. 1	独自利用事務	1
1. 2	独自利用事務の情報連携	1
(1)	情報連携	1
(2)	情報連携と庁内連携	2
(3)	同一地方公共団体内の他の執行機関への提供	2
1. 3	独自利用事務の情報連携の効果	4
2	情報連携の対象となる事務	5
2. 1	番号法及び委員会規則の要件	5
2. 2	情報連携の対象となる独自利用事務の事例	6
(1)	事例とは	6
(2)	事例の一覧	6
(3)	事例の追加	6
2. 3	事務の単位	7
3	情報連携で照会可能な利用特定個人情報	9
3. 1	番号法及び委員会規則の要件	9
(1)	情報の必要性	9
(2)	照会可能な利用特定個人情報の範囲	9
(3)	情報提供者の同一性	10
(4)	準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加	10
3. 2	利用特定個人情報の連携対象項目	12
(1)	連携対象項目とは	12
(2)	連携対象項目の追加	12
3. 3	地方税関係情報の本人同意	13
4	届出手続	17
4. 1	届出手続の流れ	17
4. 2	届出等の種類・受付期間	18
4. 3	届出の主体	19
4. 4	特定個人情報保護評価等の実施	21
4. 5	届出事項の公表	21
5	根拠規範	22
5. 1	事務の根拠規範	22
5. 2	照会する利用特定個人情報の根拠	24
6	事例に関するQ&A	27
6. 1	一般	27
6. 2	子ども・子育て関係	27
6. 3	障害・介護関係	27
6. 4	住宅関係	29
6. 5	教育関係	29

6. 6 難病関係	31
【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例.....	33
【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について.....	36

1 独自利用事務の情報連携制度

1. 1 独自利用事務

個人番号の利用は、原則として番号法に定められた事務に限定されていますが、番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例（以下「番号条例」という。）で定める事務（以下「独自利用事務」という。）についても個人番号を利用することができます。

1. 2 独自利用事務の情報連携

(1) 情報連携

情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する利用特定個人情報（※1）を照会・提供することを、「情報連携」といいます。

利用特定個人情報提供省令第2条の表に掲げられている事務（以下「特定個人番号利用事務」という。）は、番号法第19条第8号の規定により、情報連携を行うことができます。

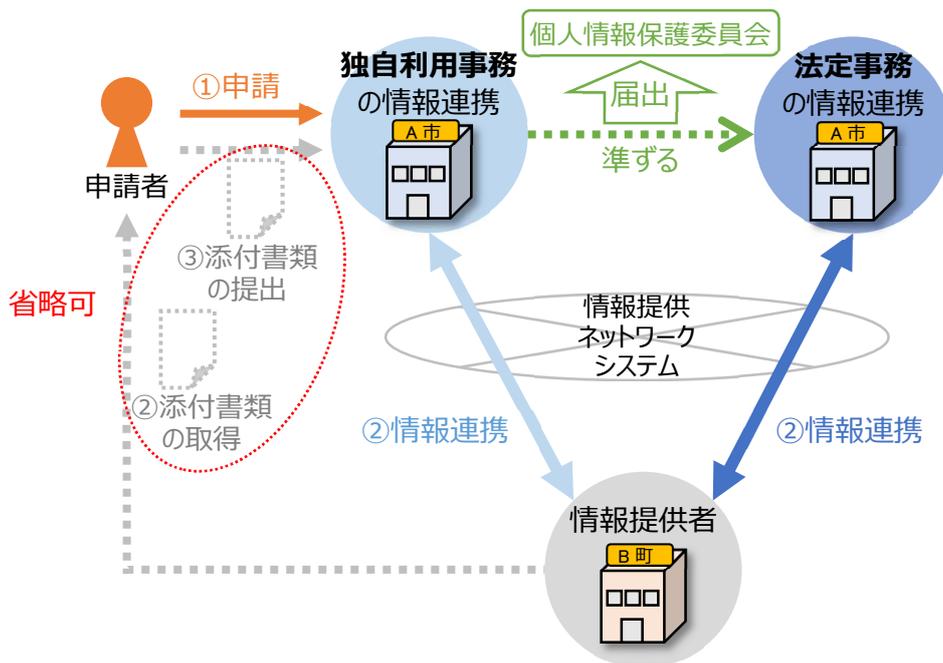
それに対し、独自利用事務については、番号法第9条第2項に基づく条例に定めた上で、同法第19条第9号に基づき特定個人番号利用事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）に準ずるものとして委員会規則で定める要件（※2）を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで、情報連携を行うことができます。

特定個人番号利用事務	番号法第19条第8号の規定により、情報連携ができる。
独自利用事務	番号法第19条第9号の規定により、法定事務（特定個人番号利用事務のうちいずれかの事務）に準ずるものとして委員会規則の要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで情報連携ができる。

※1 番号法第19条第8号に基づき特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令（利用特定個人情報提供省令）で定めるもの。以下同じ。

※2 「2. 1 番号法及び委員会規則の要件」を参照。

【独自利用事務の情報連携（申請者がB町からA市に転入しているケース）】



(2) 情報連携と庁内連携

同一機関（※）内の複数の事務間で行われる特定個人情報のやり取りを「庁内連携」といい、他団体や他機関との間で行われる「情報連携」とは区別されます。

番号法上、情報連携は特定個人情報の「提供」（番号法第19条第8号又は第9号）に当たり、庁内連携は「利用」（番号法第9条第2項）に当たります。

	相手方	方法
情報連携	他市町村などの他団体・他機関	情報提供ネットワークシステムを使用する
庁内連携	同一機関内の他事務	情報提供ネットワークシステムを使用しない（できない）

※ 首長部局、教育委員会部局などの地方公共団体の執行機関のこと。

(3) 同一地方公共団体内の他の執行機関への提供

首長部局と教育委員会部局のように、同一の地方公共団体内の他の執行機関はそれぞれ別の執行機関に当たるため、その間の特定個人情報のやり取りは「庁内連携」にはなりません。情報提供ネットワークシステムを使用して異なる機関の間で利用特定個人情報を提供する場合は、「情報連携」になります。

なお、同一地方公共団体の他機関に対する特定個人情報の提供については、番号法第19条第11号に基づく条例を定め、情報提供ネットワークシステムを使用せずに特定個人情報を提供することも可能です。

【情報連携、庁内連携及び同一地方公共団体内の他の執行機関への提供】



Q1.2-1 番号法別表や利用特定個人情報提供主務省令第2条の表に記載のない事務について、条例を定めるだけでは、他の団体へ特定個人情報を照会することはできないのですか。

A1.2-1 条例を定めるだけでは情報照会できません。番号法第19条は特定個人情報の提供を制限しており、提供が認められる場合は番号法第19条各号に掲げられる場合のみです。独自利用事務については、番号法第9条第2項に基づく条例を定めた上で、委員会規則に基づく個人情報保護委員会への届出を行う必要があります。

Q1.2-2 独自利用事務の情報連携について、情報提供側の地方公共団体において、照会に応じて利用特定個人情報を提供できるよう条例を制定する必要はありますか。

A1.2-2 情報提供側の団体において条例を制定する必要はありません。

Q1.2-3 独自利用事務として個人番号を利用するが、他機関との情報連携を行わない場合には、独自利用事務について条例を制定する必要があるものの、個人情報保護委員会への届出は不要という理解でよいですか。

A1.2-3 お見込みのとおり、個人情報保護委員会への届出は不要です。なお、番号法第19条第11号に基づく条例を定めることにより、同一地方公共団体の他機関に対して特定個人情報を提供する場合についても、個人情報保護委員会への届出は不要です。

Q1.2-4 個人情報保護委員会への届出を行わずに、法定事務の情報連携で照会した情報を、庁内連携により、独自利用事務で再び利用することは可能ですか。

A1.2-4 法定事務の情報連携で照会した情報を、庁内連携によって独自利用事務に用いることは適切ではありません。庁内連携では、情報提供等の記録（番号法第23条）が残らず、情報が必ずしも最新ではないため、独自利用事務の条例制定及び届出を行うことによって情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報は、独自利用事務として情報提供ネットワークシステムを使用して照会してください。

【地方公共団体における特定個人情報の利用及び提供について】

	番号法別表の事務	団体独自の事務
地方公共団体の同一機関内における特定個人情報の利用 (例) A町税務課→A町福祉課	番号法第9条第2項 (庁内連携)に基づき 条例を制定すれば可能	番号法第9条第2項 (独自利用及び庁内連 携)に基づき条例を制 定すれば可能
地方公共団体の執行機関間の特定 個人情報の照会・提供 (例) B市長部局→B市教育委員会	番号法第19条第11号 に基づき条例を制定す れば可能	番号法第9条第2項 (独自利用)及び第19 条第11号に基づき条例 を制定すれば可能
地方公共団体間、地方公共団体と国 の機関等との利用特定個人情報の 照会・提供 (例) C市→D市 E省→F市	番号法第19条第8号に 基づき情報提供ネット ワークシステムを通じ て行えば可能(利用特 定個人情報提供省令に 掲げる事務に限る。)	番号法第9条第2項 (独自利用)に基づき 条例を制定し、番号法 第19条第9号及び同号 に基づく委員会規則に 定める要件を満たせば 可能

1. 3 独自利用事務の情報連携の効果

独自利用事務の情報連携を活用し、情報提供ネットワークシステムを使用して事務に必要な利用特定個人情報(地方税関係情報等)を照会することで、これまで住民に提出を求めていた紙媒体の添付書類(課税証明書等)を省略できるようになります。

住民にとっては、添付書類を取得し、提出する負担のほか、手数料の負担も軽減されます。また、地方公共団体にとっても、添付書類の取得に係る窓口での説明や、提出の督促等の負担が軽減されます。

特に、特定個人番号利用事務の「上乗せ(補助金額の加算等)・横出し(支給対象の拡大等)」として実施している独自利用事務については、独自利用事務の情報連携を活用することで、はじめて全体として添付書類の削減を図ることが可能となります。

活用効果の詳細については、「独自利用事務の情報連携の活用効果について」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_jouhourenkei_kouka.pdf)を参照してください。

2 情報連携の対象となる事務

2. 1 番号法及び委員会規則の要件

「1. 2 (1) 情報連携」に記載のとおり、独自利用事務については、番号法第19条第9号の規定により、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ること、情報連携を行うことができます。具体的には、委員会規則第2条第1項各号において定められている次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 趣旨又は目的の同一性：独自利用事務の趣旨又は目的が準ずる先の法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること（同項第1号）。具体的には、以下の2つの条件を満たすもの。

① 対象者が原則として一致すること。

法定事務の対象者と独自利用事務の対象者が原則として一致することが必要であることとしています。なお、独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合は、この条件を満たすものと考えられます。また、対象者については、独自利用事務の根拠規範（※）において明示的に定められており、かつ、公表されているものとしています。

② 目的規定の書きぶりにおいて、原則としてキーワードが一致すること。

独自利用事務の根拠規範の目的規定において、原則として、法定事務の根拠法令等の目的規定に定めるキーワードが用いられており、実態的にも一致するものと考えられることを必要としています。

(2) 事務内容の類似性：独自利用事務の内容が次のア及びイの2つの観点で準ずる先の法定事務の内容と類似していること（同項第2号）。

ア 各事務の内容を次の①～③に分類した場合の類似性

① 地方公共団体から金銭及び物品を支給するもの（経済的利益を移転するもの）。

② 地方公共団体からサービスを給付するもの（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付するものを除く）。

③ 地方公共団体から金銭を貸与するもの。

イ 利用特定個人情報提供省令で定める事務手続の類型（例：審査に関する事務、認定に関する事務、変更に関する事務等）における類似性（独自利用事務の事務手続の類型が、利用特定個人情報提供省令において規定されている法定事務の事務手続の類型と原則一致すること。）

上記要件（(2)イを除く。）については、「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」のとおり、法定事務ごとに整理しています。

※ 情報連携を行う独自利用事務の根拠となる条例や実施要綱等を「根拠規範」といいます。また、根拠規範の中で、実際にその根拠を定めている条文を「根拠規定」といいます（「5 根拠規範」参照）。

Q2.1-1 受給者（住民）から費用の一部（自己負担）を徴収している給付事務について、金銭及び物品を支給するもの（経済的利益の移転）と整理することは可能ですか。

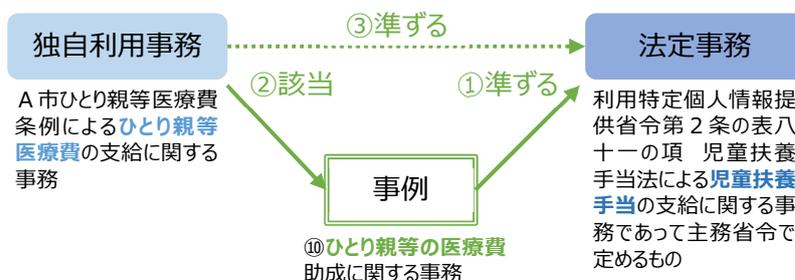
A2.1-1 徴収している費用が、市場価格より安価な場合等においては、その差額分を「支給」とみることができ、利用者負担の軽減の効果がみられるのであれば、経済的利益の移転と整理することは可能であると考えています。

2. 2 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

(1) 事例とは

個人情報保護委員会では、独自利用事務の情報連携の対象となり得る事務を明確にするため、地方公共団体から要望のあった事務について、関係府省と協議の上、要件に合致する典型的な事務を「事例」として決定しています。

届出は、この事例に即して受け付けることとしており、届出の際に該当する事例を選択することで、準ずる法定事務を特定しています。



(2) 事例の一覧

事例の一覧と、それらが準ずる先の法定事務については、「【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例」及び「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」のとおりです。また、個人情報保護委員会ウェブサイトでも公表しています (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_jirei_list.pdf)。

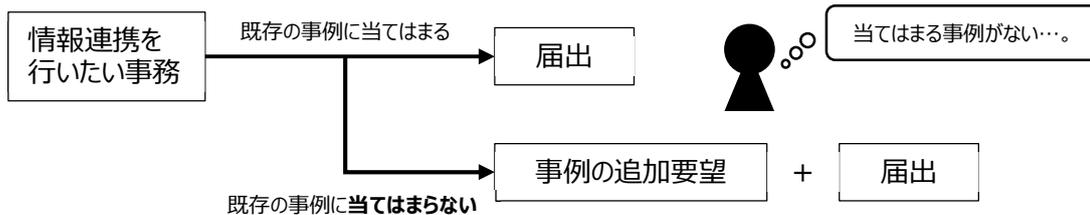
各事例に係るQ&Aについては、「6 事例に関するQ&A」を参照してください。

(3) 事例の追加

個人情報保護委員会では、平成27年度に地方公共団体へのヒアリングを通じて最初の事例を整理し、その後も、年1回、要望照会及び検討会の機会を設け、地方公共団体の御意見を反映し、事例の追加を検討しています。

届出の時点で該当する事例がない場合であっても、事例に追加できると思われる事務である場合は、事例の追加を要望し、追加を待って届け出る方法があります。

※ 事例の一覧（【参考1】）に該当する事例がない場合であっても、「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の「事例」に「～に類する事務」（「その他の事務」）が掲げられており、届出をしようとする独自利用事務がこれに該当する場合は、事例追加を待つことなく届出ができる場合があります。



2. 3 事務の単位

届出をする独自利用事務の単位は、準ずる先の法定事務（利用特定個人情報提供省令第2条の表の各項）の単位です。

Q2.3-1 一つの独自利用事務を複数の法定事務に準ずるものとして届け出することはできますか。

A2.3-1 お尋ねのような届出を行うことも可能です。

ただし、その場合、準ずる先の法定事務一つにつき一件の届出を行う必要があることに留意してください（独自利用事務の届出の単位は準ずる先の法定事務の単位としているため、一つの届出で複数の法定事務をまとめて届け出することはできません。）。

Q2.3-2 「審査」は利用特定個人情報提供省令第2条の表○の項、「決定」は同表△の項など、事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるものとして届け出することはできますか。

A2.3-2 A2.3-1 にもあるとおり、一つの独自利用事務について複数の法定事務に準ずるものとして届け出ることができ、お尋ねのような届出を行うことも可能です。

Q2.3-3 複数の事例にわたる独自利用事務について、一つの条例で処理しているため、どれか一つの法定事務に準ずる事務として届け出することは可能ですか。

A2.3-3 独自利用事務の届出の単位は、準ずる先の法定事務の単位としており、条例が同じという理由のみで、複数の法定事務に準ずる事務をまとめて届け出することはできません。

例えば、次の場合には、法定事務と独自利用事務の趣旨・目的の同一性の観点から対象者を整理した上で、準ずる先の法定事務ごとに分けて届け出ていただく必要があります。

(例)

- ・「A市福祉医療費助成条例」に基づく事務が「児童、障がい者、高齢者」を対象とした事務である場合
- ・「B市住宅条例」に基づく事務が「公営住宅に類して設置する住宅、改良住宅に類して設置する住宅、特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅」を対象とした事務である場合

Q2.3-4 同じ窓口やシステムで複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。

A2.3-4 独自利用事務の届出の単位は、準ずる先の法定事務の単位としており、窓口やシステムが同じという理由のみで、複数の法定事務に準ずる事務をまとめて届け出ることはいけません。

3 情報連携で照会可能な利用特定個人情報

3. 1 番号法及び委員会規則の要件

(1) 情報の必要性

独自利用事務の情報連携の対象となる利用特定個人情報については、番号法第 19 条第 9 号の規定により、「当該事務を処理するために必要」な情報であること（情報の必要性）が求められます。具体的には、事務の根拠規範において、利用特定個人情報の取得目的（当該情報を照会及び利用できる根拠）が支給要件や添付資料として明文で規定されていることを確認しています（「5. 2 利用特定個人情報の根拠」参照）。

(2) 照会可能な利用特定個人情報の範囲

独自利用事務の情報連携で照会可能な利用特定個人情報は、次のとおりです（委員会規則第 2 条第 4 項）。

- ・ 準ずる先の法定事務において情報連携ができる範囲と「同一又はその一部」である利用特定個人情報
- ・ 準ずる先の法定事務以外の法定事務のうち独自利用事務と事務の内容が類似しているものであって給付等の内容が類似しているものにおいて情報連携ができる範囲と「同一又はその一部」である利用特定個人情報

「（独自利用事務と）給付等の内容が類似している」法定事務とは、具体的には、次のいずれかに該当するものを指します（委員会規則第 2 条第 3 項各号）。

- ① その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、独自利用事務において貸与又は支給の対象となる費用と類似している法定事務
- ② その事務において貸与し、又は支給する物品が、独自利用事務において貸与し、又は支給する物品と類似している法定事務
- ③ その事務において提供する役務が、独自利用事務において提供する役務と類似している法定事務

この委員会規則第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定により、準ずる先の法定事務の範囲を超えた利用特定個人情報の照会も可能となっています。例えば、独自利用事務であるひとり親等の医療費助成に関する事務において情報連携の対象となる利用特定個人情報は、準ずる先の法定事務である【児童扶養手当の支給に関する事務】（利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 81 の項）において照会可能な範囲と同一又はその一部の利用特定個人情報に加えて、準ずる先の法定事務以外の法定事務のうち、医療費の支給に関する事務であるという点で給付等の内容が類似している、【小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務】（利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 13 の項）において照会可能な範囲と同一又はその一部の利用特定個人情報についても、照会が可能です。準ずる先の法定事務の範囲を超えた利用特定個人情報の具体は、「(4) 準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加」に記載のとおり、情報連携の対象となる事例ごとに整理を行っています。

なお、利用特定個人情報提供省令第 2 条の表に定められた利用特定個人情報以外の特

定個人情報（法定事務において情報連携できない特定個人情報）について照会することは、仮に各団体の独自利用事務において必要な情報であっても、法令の規定上できないこととされています。これは、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供される利用特定個人情報の範囲について、他の地方公共団体の住民等の予見確保性が担保できなくなること、情報提供ネットワークシステムをはじめとするシステム整備が他の地方公共団体や国に義務付けられ、各団体において過大な事務や負担が生じること等の理由によるものです。

（３）情報提供者の同一性

委員会規則第２条第３項の規定により、独自利用事務の情報連携において情報提供者となることができる者は、原則として「当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているものであって次の各号のいずれかに該当するもの（次項において「法定事務等」という。）を処理するために必要な利用特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」とされています（情報提供者の同一性）。

したがって、独自利用事務においては、利用特定個人情報提供省令第２条の表の第３欄に規定する情報提供者と一致している場合のみ、情報連携の対象となります。

（４）準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加

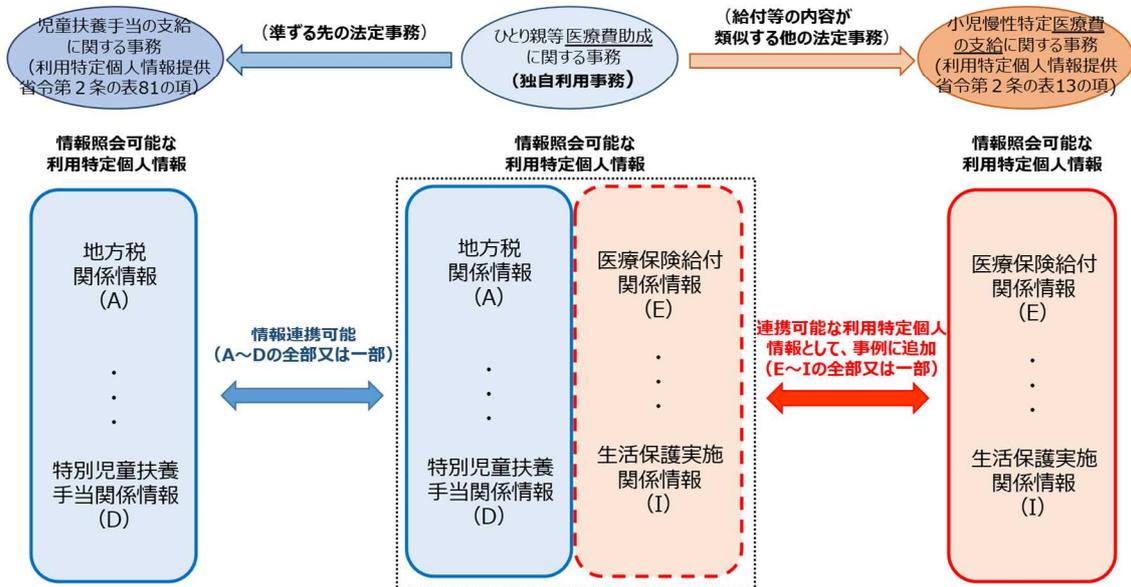
準ずる先の法定事務の範囲を超えた利用特定個人情報の決定（利用特定個人情報の範囲の拡大）は、情報連携の対象となる独自利用事務の事例ごとに照会可能な利用特定個人情報の種類を追加する方式で行います。どの事例にどの種類の利用特定個人情報を追加するかについては、年１回、要望照会及び検討会の機会を設け、地方公共団体の御意見を反映する形式で検討しています。

準ずる先の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の範囲を超えた利用特定個人情報の追加を希望される団体は、要望照会の際に意見を提出してください。個人情報保護委員会において追加を決定した際には、地方公共団体に対し、その内容について連絡します。

なお、個人情報保護委員会では、独自利用事務として照会可能な利用特定個人情報の範囲を明確にするため、要件に合致する事務や情報の種類を整理した独自利用事務の「事例」を決定しています。届出は、この「事例」に即して受け付けることとしているため、届出の際に選択した「事例」に追加されていない利用特定個人情報については、届出を行うことができません。

○ 独自利用事務の情報連携において照会できる利用特定個人情報の拡大のイメージ

- 例：ひとり親等医療費助成に関する事務（**独自利用事務**）において、児童扶養手当の支給に関する事務（**準ずる先の法定事務**）で照会可能な利用特定個人情報を超えて、小児慢性特定医療費の支給に関する事務（**給付等の内容が類似する他の法定事務**）で照会可能な利用特定個人情報を照会するケース



Q3.1-1 委員会規則第2条第3項において、「情報提供者」は同一とありますが、「情報照会者」については記載がありません。法定事務における情報照会者と、独自利用事務における情報照会者は、異なる主体でもよいですか。

A3.1-1 お見込みのとおり、情報照会者の同一性は要件ではなく、法定事務における情報照会者と異なる主体でも独自利用事務の情報照会を行うことが可能です。

Q3.1-2 利用特定個人情報提供省令において、例えば「納税義務者」の市町村民税に関する情報が提供の対象となっている場合に、「その配偶者や扶養義務者」又は「世帯分離者」の市町村民税に関する情報にまで範囲を拡大して照会することができますか。委員会規則第2条第4項の「利用特定個人情報の範囲と同一」といえますか。

A3.1-2 条例等の根拠規定において、当該事務において情報照会が必要な者の範囲が明示されていれば可能であると考えており、本件のような対象者の拡大は認められるものと解しているところです。ただし、対象者を拡大する場合には、当該利用特定個人情報を照会及び利用することの必要性やリスクについて、各団体において事務の根拠規定に基づき慎重に検討していただくようお願いします。

なお、地方税関係情報の連携に当たっては、情報照会者において、照会する地方税関係情報の利用目的を明示した上で、地方税関係情報が必要となる者全ての本人同意を得ることが必要です（詳細は、「3. 3 地方税関係情報の本人同意」参照）。

Q3.1-3 独自利用事務の対象者の住所を確認する場合、①住基ネット照会（住民基本台帳システム端末を使用し、個人番号を検索キーとして住民票情報を閲覧することをいう。以下同じ。）により取得する方法と②「住民票関係情報」として情報連携する方法では、どちらが適切なのですか。

A3.1-3 情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる「住民票関係情報」は「続柄情報」及び「世帯番号」のみであるため、住所は確認できません。住基ネット照会により住所を確認することが適切と考えます。

<p>利用特定個人情報提供省令第2条の表 一の項 第三欄が市町村長である場合の第四欄 抄 (前略) <u>住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項</u> (以下「住民票関係情報」という。)(後略)</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 抄 (住民票の記載事項) 第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする 一〜三 (略) 四 <u>世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</u> 五〜十四 (略)</p>

3. 2 利用特定個人情報の連携対象項目

(1) 連携対象項目とは

利用特定個人情報提供省令において、情報連携の対象となる利用特定個人情報は、例えば、地方税関係情報の場合、「市町村民税に関する情報」又は「道府県民税に関する情報」という形で規定されています。

一方、情報提供ネットワークシステムによる情報連携に当たっては、各利用特定個人情報を「項目」に細分化し、事務手続ごとに必要な項目に限って情報連携の対象としています（連携対象項目）。

届出に当たっては、届け出る独自利用事務に必要な項目が、情報連携の対象となっているかを確認する必要があります。

(2) 連携対象項目の追加

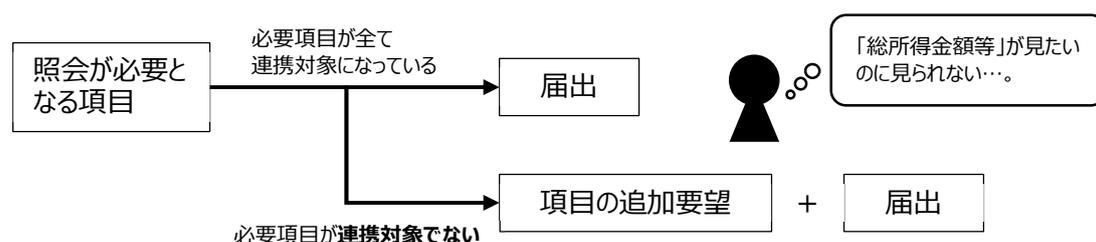
独自利用事務の連携対象項目は、原則として準ずる先の法定事務における連携対象項目と同一の項目としていますが、準ずる先の法定事務で照会できる利用特定個人情報と「同一又はその一部」の範囲内であれば、準ずる先の法定事務において連携対象項目となっていない項目についても独自利用事務の連携対象項目として追加することができます。

例えば、「市町村民税均等割額」の情報が必要となる独自利用事務について、準ずる先の法定事務における連携対象項目が「市町村民税所得割額」である場合、準ずる先の法定事務における利用特定個人情報は「市町村民税に関する情報」であり、「市町村民税均等

割額」もこの範囲内であるため、独自利用事務の連携対象項目に「市町村民税均等割額」を追加することが可能です。

連携対象項目の追加に当たっては、事例の追加と同様、年1回、地方公共団体に対して要望照会を行っており、当該項目を利用する必要性が要望団体の事務の根拠規範（条例、要綱等）から読みとれる場合に、関係府省との協議及び検討会を経て決定することとしています。

届出の際に届け出る独自利用事務で必要な項目が連携対象項目となっていない場合、項目追加を要望し、追加を待って届け出る方法があります。



3. 3 地方税関係情報の本人同意

委員会規則第2条第4項第1号の規定により、独自利用事務の情報連携において地方税関係情報の提供を求める場合、本人の同意が必要です。当該規定は地方税法第22条を受けたものであり、地方税法上の守秘義務が解除されるのは、次のa)又はb)の場合に限られています。

- a) 地方税関係情報を利用する事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b) 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

独自利用事務については、根拠「法律」が存在せず、前述のa)の場合に該当しないため、本人の同意が必要となります。

Q3.3-1 番号法第19条第8号の情報連携において、本人同意が必要な事務とはどの事務になるのですか。

A3.3-1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第60条に基づく内閣府・総務省共同告示において、明文で規定されています。

Q3.3-2 本人同意を得るに当たっては、申請書とは別に「同意書」という形式を採る必要がありますか。

A3.3-2 必ずしも「同意書」という形式を採る必要はなく、既存の申請様式に同意欄を追加する形式でも差し支えありません。「同意書」の形式を採る場合は、19ページを参考

にしてください。

Q3.3-3 初年度に申請書を提出し、次年度以降は現況届を提出する独自利用事務において、本人同意は初年度のみ取得すればよいですか。

A3.3-3 関係府省から、同意が必要なものはその都度同意を取得することが原則である旨聞いています。したがって、毎年現況届を提出する場合、その都度同意を取得することが原則です。

ただし、A3.3-2 にもあるとおり、同意書の様式は任意であるため、同意の取得方法を工夫し、現況届に係る事務においても初年度に地方税関係情報の利用について同意を取得しておく等の手法は考えられます。

Q3.3-4 既に亡くなられた方の地方税関係情報を照会したい場合、本人同意についてはどのように取り扱えばよいですか。

A3.3-4 亡くなられた方の課税情報であっても守秘義務の対象になる可能性があると考えられるため、地方税法の守秘義務の規定を踏まえ、遺族等の同意を得るなど、貴団体の判断により適切に対応してください。

【参考資料】

この様式は同意書の一例であり、既存の申請様式に同意欄を追加しても差し支えありません

〇〇〇 殿

令和 年 月 日

同意書

下記の者は、 市の〇〇課が〇〇条例（事務処理要綱）第〇条に基づく事務手続を処理するために限って令和 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

4 届出手続

4. 1 届出手続の流れ

新たに独自利用事務の情報連携を行う場合の手続の流れは、次のとおりです。手続を行う団体（機関）については、「4. 3 届出の主体」を参照してください。

① 事前準備

各団体は、届出を行う事務を番号条例に規定します（※）。また、当該事務に係る特定個人情報保護評価等の事前準備を行います（「4. 4 特定個人情報保護評価等の実施」参照）。

必要な庁内準備事項については、「独自利用事務の情報連携の利用開始に必要な庁内準備事項について」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_riyoukaishi_junbi.pdf）を参照してください。

※ 番号条例の公布・施行時期については、Q&A 5. 1-1 及びQ&A 5. 1-2を参照してください。

② 届出

各団体は、年3回の届出の照会に対して、委員会規則第3条第1項各号に掲げる事項を、個人情報保護委員会の定める様式により個人情報保護委員会に届け出ます（「4. 2 届出等の種類・受付期間」参照）。

届出は、独自利用事務システムから行ってください。独自利用事務システムで届出を行うにはアカウント登録が必要です。アカウント登録や届出書作成の方法等の詳細については、届出の照会の通知に添付する「独自利用事務システム操作手順書」等を参照してください。

③ 届出の確認

個人情報保護委員会は、提出された届出書の内容を確認し、必要に応じて届出団体に説明や訂正を求めます（委員会規則第3条第2項）。

④ 届出結果の通知

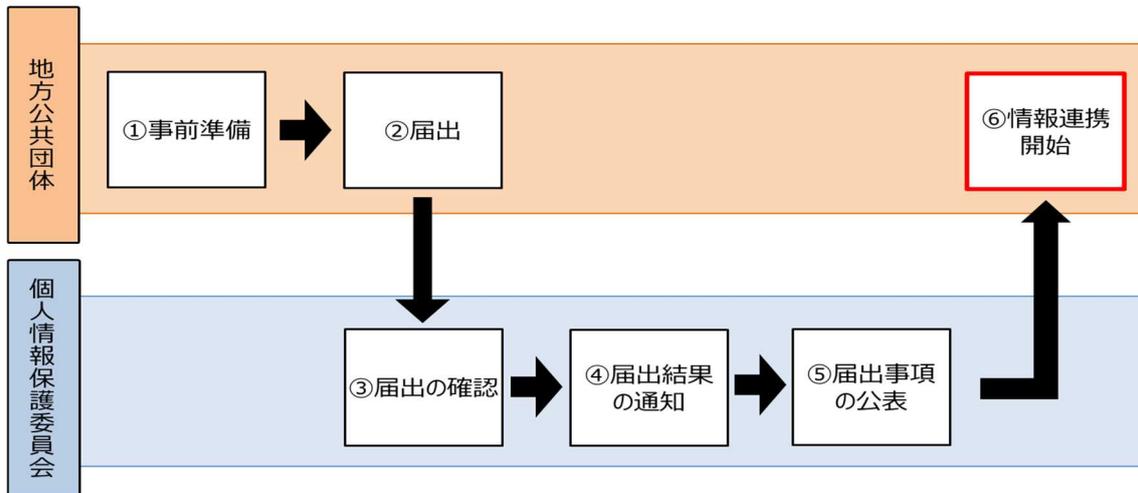
個人情報保護委員会は、届出事項が委員会規則で定める要件を満たすと認めたときは、その旨を内閣総理大臣に通知する（委員会規則第3条第3項）とともに、届出団体にお知らせします。

⑤ 届出事項の公表

個人情報保護委員会は、④の結果通知後に、各団体から提出された届出書を公表します（「4. 5 届出事項の公表」参照）。

⑥ 情報連携開始

情報連携の開始時期は、届出からおおむね10か月後です。予定時期については、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表しているほか、届出の照会の際にもお示しします。また、開始時期が近づき次第、具体的な日付を連絡します。



4. 2 届出等の種類・受付期間

独自利用事務の情報連携に係る届出等には次の種類があり、届出書の差し替え（軽微な変更）を除き、年3回の受付期間に受付を行っています。各年度の受付期間の目安は、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表しています。また、受付期間ごとに届出を照会する通知を発出し、当該通知において届出書の様式や作成方法についてお示ししますので、それを踏まえて届けてください。

届出等の種類	概要	受付期間	届出方法
新規の届出	これまで情報連携を実施していない独自利用事務において情報連携を開始する場合に、個人情報保護委員会に届ける。	年に3回の 受付期間	独自利用事務システムに届出事項を登録
変更の届出	届出事項について事例又は提供を求める利用特定個人情報のいずれかに変更（追加又は削除する場合を含む。）がある場合に、個人情報保護委員会に届ける。		
中止の届出	既存の届出に係る事務を処理している機関が当該事務を処理しないこととなる場合など、情報連携を行わないこととした場合に個人情報保護委員会に届ける。		
届出書の差し替え (軽微な変更)	変更の届出に該当する場合以外の軽微な変更（条例や各種根拠規範の改正による条ずれの修正等）について、個人情報保護委員会に修正後の届出書を提出する。	随時受付	

Q4.2-1 どのような場合、変更の届出（委員会規則第3条第5項）が必要となりますか。
A4.2-1 届出書記載事項のうち、独自利用事務の事例番号又は提供を求める利用特定個人情報¹のいずれかに変更（廃止を含む。）がある場合を想定しています。

Q4.2-2 今後、番号法の改正、主務省令（利用特定個人情報提供省令、準法定事務主務省令）の改正を踏まえて、独自利用事務の内容を変更する可能性があります。その際には、再度届け出る必要がありますか。

A4.2-2 既に提出した届出書の内容から、準ずる先の法定事務や照会する利用特定個人情報等を変更する場合には、変更の届出をする必要があります。

ただし、Q&A4.2-3、Q&A 4.2-4 のとおり、条ずれや法令名等の単純なハネ改正（※）については、届出書の差し替えで対応可能です（変更の届出の提出は不要）。届出の記載事項に変更がない場合は、差し替えも不要です。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「令和5年番号法等一部改正法」という。）の一部施行に伴う番号法別表第二の廃止による、利用特定個人情報提供省令第2条の表の対応する項への変更対応を含みます。

Q4.2-3 既に提出した届出書の記載事項に変更（①条例改正に伴う条例名や事務名の変更、根拠規範の条ずれ、②利用特定個人情報提供省令の改正に伴う主務省令の条ずれ等）が生じた場合、どうすればよいですか。

A4.2-3 条ずれや条例名、法令名等の軽微な修正については、届出書の差し替えが可能です（変更の届出の提出は不要）。随時受け付けていますので、届出書及び根拠規範を提出してください。提出後、問題がないことが確認できた場合、個人情報保護委員会において公表している届出書を差し替え、その旨を連絡します。

なお、届出書の差し替えは必須ではありません。特に、②の変更については、届出書の差し替えを行う必要はありません（令和5年番号法等一部改正法による番号法別表第二の廃止に伴う変更を含む。）。

Q4.2-4 届出書の添付書類として提出した番号条例や根拠規範の改正がありましたが、届出書の記載事項に変更はありません。この場合、番号条例や根拠規範を差し替える必要はありますか。

A4.2-4 届出書の記載事項に変更がない場合、番号条例や根拠規範を差し替える必要はありません。

4. 3 届出の主体

届出の主体は、事務の実施主体です。通常、事務の実施主体と事務の権限主体は一致しますが、事務の実施主体が情報提供ネットワークシステムへの接続端末の権限主体と異なる場合は、届出主体が情報提供ネットワークシステム上の照会許可対象となるため、実際に情

報連携を行う接続端末の属する主体で届け出てください。

事務の実施主体と権限主体が異なる例として、執行機関間（首長部局⇔教育委員会）で補助執行をする場合などがありますが、補助執行の場合を含め、事務の委任関係（※1）が生じている事務については、情報照会の主体（委任先）から届け出ることとします。

また、事務処理特例（※2）の場合は、都道府県ではなく、実際に事務処理（情報連携）を行う市区町村（権限移譲を受けた側）から届け出ることとします（※3）。この場合、事務処理特例により権限委譲された市区町村は、各市区町村の番号条例に当該事務を規定せずとも、事務処理特例により権限委譲を行う都道府県の番号条例及び事務の根拠規範をもって個人情報保護委員会への届出を行うことが可能です（※4）。届出の際には、届出書に事務の根拠となる関連規範のほか、事務処理特例条例等も添付してください。また、届出書の備考欄に事務処理特例を活用している旨を記載してください。

※1 事務の委託（地方自治法第252条の14）、代替執行（同法第252条の16の2）等

※2 事務処理特例（地方自治法第252条の17の2）

※3 当該独自利用事務に係る特定個人情報保護評価の実施主体については、「特定個人情報保護評価指針の解説」の第3を参照の上、判断してください。

※4 事務処理特例により都道府県の事務を処理する市区町村（権限委譲を受けた側）は、委員会規則第2条第2項における「法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされている者」に該当することとなります。

Q4.3-1 既に届け出た事務について、組織改編により事務の権限が教育委員会から首長部局に移りました。この場合、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-1 お尋ねのように情報連携を行う執行機関が変わる場合、現在当該事務を処理している機関は中止の届出をした上で、新たに当該事務を処理することとなる機関が別途新規の届出をする必要があります。

Q4.3-2 既に届け出た事務が、他の地方公共団体の機関に移譲されることとなった場合（新設合併、事務処理特例条例、組合の設置等）、どのように取り扱えばよいですか。

A4.3-2 現在事務を処理している機関が今後当該事務を処理しない場合は、中止の届出をする必要があります。事務の移譲先の地方公共団体の機関は、情報連携が必要と判断した場合は、番号条例に当該事務を規定し、別途新規の届出をしてください。

Q4.3-3 届出をした地方公共団体が、①中核市移行、②市制施行します。それぞれの場合において、既に届け出た事務について、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-3 ①の中核市移行の場合は、再度届け出る必要はありません。

②の市制施行の場合、地方公共団体の名称が変更されているため、情報連携の開始日が市制施行に間に合うように変更の届出をしてください。

Q4.3-4 地方公共団体の名称が変わりました。この場合、既に届け出た事務について、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-4 変更の届出をしてください。

4. 4 特定個人情報保護評価等の実施

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、特定個人情報ファイルを保有する前（※1）（又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前（※2））に、特定個人情報保護評価の実施が必要です。

※1 システム用ファイルを保有する場合は遅くともプログラミング開始前。

※2 既存の評価書の変更により対応する場合、全項目評価書又は重点項目評価書の場合は当該変更が「重要な変更」に該当するかに留意してください。「重要な変更」に該当する場合、評価の再実施が必要になります。詳細は「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。

独自利用事務の情報連携の実施に当たっては、届出時点では特定個人情報を保有していない場合であっても、届出により情報連携を実施する団体を情報提供ネットワークシステムに登録することとなるため、原則として、届出期限までに特定個人情報保護評価を実施した上で、届出書に実施状況を記載していただく必要があります。

このほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）」に基づく安全管理措置の実施（番号法第12条）が必要になります。

4. 5 届出事項の公表

委員会規則第3条第4項において、個人情報保護委員会は届出事項を公表することとされています。公表は、届出事項が委員会規則で定める要件を満たすと認められ、内閣総理大臣に通知した後、届出書を公表する形で行います。これは、一般国民並びに情報提供者となりうる国の機関及び他の地方公共団体が、独自利用事務の情報連携の対象となる事務の内容（届出のあった内容）を具体的に知ることができる状況にあることが望ましい（公知性に資する）ことから、届出内容だけでなく「届出書」を公表することとしているものです。

上記公表は個人情報保護委員会事務局において、独自利用事務システムにより行いますので、届出団体での公表は任意となります。

5 根拠規範

5. 1 事務の根拠規範

情報連携を行う独自利用事務の根拠となる条例や実施要綱等を、「事務の根拠規範」といいます。

届出書の確認においては、事務の根拠規範における対象者や目的等の規定をもとに、趣旨又は目的の同一性及び事務内容の類似性を確認することになります。

Q5.1-1 届出をする際、条例、規則、要綱等は、「施行」されている必要がありますか、それとも「公布」されていればよいですか。

A5.1-1 「公布」されていれば足りると考えています。

Q5.1-2 事務の根拠規範はいつまでに「施行」されている必要がありますか。

A5.1-2 施行時期について特段制限はありませんが、事務の根拠規範が施行されていないと届出を行った事務について情報連携することはできません。したがって、少なくとも情報連携開始日までに施行されている必要があります。

Q5.1-3 事務の根拠は、条例で定められている必要がありますか。規則や要綱で定められていても情報連携することは可能ですか。

A5.1-3 番号条例が定める対象事務の根拠は、条例で規定されていることが望ましいと考えています。ある条例で規定（言及）する事務については、条例で根拠が定められていることが一般的な法令上の規定の仕方だと考えられるためです。

ただし、次の①及び②を満たす場合は、情報連携は可能であると考えています。

- ① 当該条例を制定する地方公共団体において当該事務の内容が特定できるよう、番号条例において、当該事務の根拠となる規則や要綱等の内容を利用特定個人情報提供省令第2条の表と同程度の粒度で書き下している（※1）
- ② 公知性を担保するため、インターネット等でその内容が公表されている（※2）

※1 利用特定個人情報提供省令第2条の表と同粒度で書き下した例は次のとおりです。どこまでの粒度で書き下すかについては、各団体において適切に判断していただくようお願いいたします。

別表第一（第〇条関係）「私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るために実施する事務であって規則で定めるもの」

※2 独自利用事務システム上で提出した根拠規範は、届出書とともに同システムの届出書検索サービス上で公表されるため、届出団体のウェブサイト等での公表は必須ではありません。

Q5.1-4 A5.1-3で「② 公知性を担保するため、インターネット等でその内容（事務の根拠規範）が公表されている」とありますが、届出団体において公表する場合（独自利用事務システム運用前の届出に関するもの等）、インターネット以外では何が想定されますか。窓口で要綱等を閲覧できるようにする方法も認められますか。

A5.1-4 全ての人が自由に閲覧・視聴できる必要があるため、基本的にはインターネットでの公表を想定しています。御質問のように、窓口にいらした方のみ閲覧できるだけでは、公知性が担保されているとは認められないものと考えています。

Q5.1-5 届出団体において要綱等（事務の根拠規範）を公表する際、公表するのは関係条文の抜粋でよいですか。条文全てを公表しなければいけないですか。

A5.1-5 住民や他の地方公共団体にとって分かりやすいよう、事務の根拠規範は全体を公表することが望ましいと考えていますが、各団体において必要な関係条文を抜粋していただくことは差し支えありません。

Q5.1-6 事務の根拠規範に、「2.1 番号法及び委員会規則の要件」でいう「キーワード」がないのですが、趣旨又は目的が同一であることは間違いありません。なお、当該事務における根拠規範は条例であるため、このためだけに改正を行うのは現実的ではありません。この場合、どのように対応すればよいですか。

A5.1-6 独自利用事務の根拠規範の目的規定において「キーワード」が用いられていない場合であっても、根拠規範に定める事務の対象者から事務の趣旨又は目的が法定事務の趣旨又は目的と同一であることが類推できる場合等であって、実態も伴っていると認められるときは、要件を満たし得ると考えています。

Q5.1-7 事務の根拠規範で、対象者の範囲について、「～と市長が判断したもの」としか規定されておらず、対象者が明確には読み取れません。この場合、番号条例施行規則において対象者の範囲を規定することで対象者が明示されているものとする考えは可能ですか。

A5.1-7 基本的には、対象者の範囲は事務の根拠規範において明確に規定されるべきものと考えられますが、次の例のように、根拠規範において「～と市長が判断したもの」等と定めた上で、当該番号条例に係る細則を定める施行規則等の規範において具体的に規定する場合（※1）には、対象者が特定されているものと解釈することも可能であると考えています。

<例>

根拠規範 (〇〇条例)	△条 療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したもの
番号条例施行規則	〇〇条例第△条の療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したものは、医療機関が発行する診断書により発達障害を有すると認められるものとする。

※1 根拠規範において何らの規定がなく、番号条例又は施行規則においてのみ対象者の範囲を規定するような場合（根拠規範と整合性がない場合）はこれに含まれません。

Q5.1-8 「行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務」は国からの通知（昭和 29 年 5 月 8 日付社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づいています。情報連携するためには、新たに要綱等を定める必要はありますか。それとも、当該通知を情報連携に係る根拠規範とすることはできますか。

A5.1-8 お尋ねの通知を事務の根拠規範とすることは差し支えないと考えます。一方で要綱等の必要性については、各地方公共団体において、事務の実情に応じて法規担当等と御相談の上、適切に判断してください。

当該通知を根拠規範とする場合は、届出の添付書類として、上記の通知（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知））を提出してください。

なお、当該通知を根拠規範とする場合、同通知は厚生労働省法令等データベース（<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>）にて公表されていることから、各団体において公表する必要はないものと考えています（各団体において、自主的に公表していただくことを妨げる趣旨ではありません。）。

5. 2 照会する利用特定個人情報の根拠

事務の根拠規範において、利用特定個人情報の取得目的（情報を照会及び利用できる根拠）が支給要件や添付書類として明文で規定されていることを確認しています。従前の事務において申請者から提出される添付書類により得ていた所得等の情報を情報連携で照会可能になるからといって、事務の根拠規範から添付書類等の規定を削除すると、要件を満たさなくなる可能性がありますので留意が必要です。

Q5.2-1 照会する利用特定個人情報の根拠が、事務の根拠規範の条文から明確に読み取れません。このような場合でも、情報照会することはできますか。

A5.2-1 お尋ねの場合、情報照会は認められないものと考えています。

Q5.2-2 事務の根拠規範は条例ですが、独自利用事務として照会する利用特定個人情報の根拠規定が規則等の下位規範に委任されている場合は、どのように届け出ればよいですか。

A5.2-2 お尋ねの場合、条例及び下位規範の両方を届出書に記載及び添付してください。

Q5.2-3 照会する利用特定個人情報の根拠規定として、「市長が別に定めるもの」としか記載されていない場合でも、利用特定個人情報を照会できますか。

A5.2-3 お尋ねの場合、照会する利用特定個人情報の根拠が、事務の根拠規範の条文から

明確に読み取れないため、照会は認められないものと考えています。

Q5.2-4 照会する利用特定個人情報の根拠規定が条文ではなく、申請書などの様式にしか記載されていない場合でも、利用特定個人情報を照会できますか。

A5.2-4 お尋ねの場合、利用特定個人情報を照会する根拠が条文から明確に読み取れないため、基本的に照会は認められないものと考えています。

ただし、①利用特定個人情報を照会する旨が記載されている申請書などの様式や当該様式を用いることが事務の根拠規範の条文で規定されている場合であって、②根拠規範に規定されている事務の内容に照らして、当該利用特定個人情報が利用される範囲が合理的に推測できる程度に特定されているときは、照会が認められ得るものと考えています。

Q5.2-5 県から市町村への補助金の算定に当たって、算定対象となる者を把握するために、市町村において課税証明書等の提出を求めています。情報連携を行うに当たり、地方税関係情報を照会する根拠規定は、県の事業要綱のみであり、市町村の独自利用事務の根拠規範にはありません。この場合でも、利用特定個人情報を照会できますか。

A5.2-5 申請者に対して県の事業の要綱が明示されている場合については、申請者にとって地方税関係情報の利用根拠が明らかとなっているため、情報照会は認められるものと考えています。県の要綱を根拠規範とする場合は、県の上承を得た上で、当該要綱を届出書の添付書類として提出してください。

なお、独自利用事務において地方税情報を照会する場合、「3. 3 地方税関係情報の本人同意」に記載のとおり、地方税法第22条の守秘義務の解除の観点で別途対象者からの本人同意取得が必要となりますので、注意してください。

Q5.2-6 事務の根拠規範において、照会する情報についてどの程度の粒度で記載されていれば、「利用特定個人情報を照会する根拠」と認められるのですか。例えば、要綱等において「助成を受ける者の要件」として「市県民税の所得割非課税の者」と明記している場合には、その規定が地方税関係情報を照会できるための根拠と認められますか。

A5.2-6 各団体において責任をもって規定していただければ問題ないものと考えています。なお、お尋ねの例の場合は、根拠として認められると考えます。そのほか条文から明確に読み取れる例としては、次の場合などが考えられます。

- ・住民票関係情報：対象者について「世帯主」、「保護者」、「子ども」など、世帯の続柄に関連する語が規定されている場合

- ※ 情報提供ネットワークシステムを用いて照会できる住民票関係情報は、続柄情報と世帯番号のみであり、住所情報は照会できないため、対象者について「住所」と規定されていることをもって住民票関係情報を照会することはできません。

- ・地方税関係情報：対象者について「前年の所得が〇〇で定める額を超える者」と規定されている場合

- 生活保護関係情報：対象者について「生活保護法による保護を受けていない者」と規定されている場合

6 事例に関するQ & A

6. 1 一般

Q6.1-1 情報連携を行う事務について、「特定個人番号利用事務」なのか「独自利用事務」なのか判断が付きません。このような場合は、個人情報保護委員会に確認すればよいですか。

A6.1-1 特定個人番号利用事務の根拠法律等を所管する関係府省に確認してください。

Q6.1-2 子どもの医療費助成の事務について利用特定個人情報提供省令第2条の表 13の項や 106の項に準ずることができる場合など、準ずる先の法定事務が複数示されている独自利用事務について、どちらを選択するのが適切ですか。

A6.1-2 各団体において、根拠規範の規定や必要な利用特定個人情報を精査した上で、適切な方を選択してください。なお、Q&A2.3-1にもあるとおり、一つの独自利用事務について複数の法定事務に準ずるものとして届け出ることができますので、両方を選択することも可能です。

6. 2 子ども・子育て関係

Q6.2-1 認可外保育施設は、事例の「保育所等」に該当するものと考えてよいですか。

A6.2-1 「保育所等」に該当するものと考えています。

Q6.2-2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、事例の「幼稚園」又は「保育所等」に含まれるものと考えてよいですか。

A6.2-2 幼稚園型認定こども園は「幼稚園」に、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園は「保育所等」に含まれるものと考えています。

6. 3 障害・介護関係

Q6.3-1 利用特定個人情報提供省令第2条の表 14 及び 15 の項の「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務」と「児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務」は、何が違うのですか。

A6.3-1 利用特定個人情報提供省令第2条の表 14 及び 15 の項においては、それぞれ「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務」と「児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務」の事務が規定されています。

これらの事務は内容が異なっており、前者の性質は「①障害児の保護者が通所給付決定を受け、当該保護者が給付費（金銭）の支給を受ける場合」であり、後者の性質は「②市町村がやむを得ない事由により措置を行う（サービスを提供する）場合」です。

なお、独自利用事務が法定事務に準ずるかについては、事務内容の類似性を判断することになりますので、「①障害児の保護者が通所給付決定を受け、当該保護者が給付費（金

銭)の支給を受ける場合」と「②市町村がやむを得ない事由により措置を行う(サービスを提供する)場合」とに分けて事例の整理を行っています。

Q6.3-2 利用特定個人情報提供省令第2条の表92と144の項等に準ずる独自利用事務の事例として記載のある「心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務」について、「掛金の減免」だけではなく、加入に関する審査において情報連携することはできますか。

A6.3-2 要件である「独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合」を満たさないとと思われるため、情報連携は難しいと考えています。

Q6.3-3 障害者等に対する電話・寝具の貸与の事務において、「貸与」とありますが、原則として返還する必要がないため実質的には「支給」に近いものとなっています。このような場合に、「支給」とみなして利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A6.3-3 お見込みのとおり「支給」とみなし、上記法定事務に準ずることが可能と考えています(高齢者に対する場合も同様)。

Q6.3-4 利用特定個人情報提供省令第2条の表132の項の「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」のうち「保険給付のうち、市町村特別給付の支給に関する事務」と「地域支援事業の実施に関する事務」並びに利用特定個人情報提供省令第2条の表144の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」のうち「地域生活支援事業の実施に関する事務」については、利用特定個人情報提供省令に規定されていませんが、独自利用事務として情報連携を行うことは可能ですか。

A6.3-4 介護保険法に基づく「市町村特別給付の支給に関する事務」、「地域支援事業の実施に関する事務」及び障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業の実施に関する事務」については、独自利用事務として番号条例に規定されており、委員会規則で定める要件を満たす場合、当面の措置として独自利用事務の情報連携が可能となるよう関係府省と整理したところです(情報連携が不要の場合は、番号法別表及びこれに係る主務省令を根拠に個人番号を利用することが可能であるため、独自利用事務としての番号条例への規定は不要です。)

なお、介護保険法に基づく「地域支援事業の実施に関する事務」のうち、「実施の要件確認」及び「利用料の請求」については、利用特定個人情報提供省令に規定されています。該当する事務は届出が不要で、番号法に基づき情報連携が可能です。

Q6.3-5 【参考2】の14(1)①に記載されている「なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」とはどのような場合ですか。

A6.3-5 紙おむつなどの介護用品を介護者に支給する場合等を想定しています。なお、介護者に対して慰労金を支給する事務のような場合は、その趣旨について「当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」と判断するのは難しいものと考えています。

6. 4 住宅関係

Q6.4-1 利用特定個人情報提供省令第2条の表 53 の項の「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」について、利用特定個人情報提供省令第55条第11号で「公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務」と規定されていますが、この範囲はどのように判断すればよいですか。

A6.4-1 関係府省から、「公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に関する事務（国の補助が入っている住宅に関する事務）」が対象であり、「それ以外の住宅に関する事務（国の補助が入っていない住宅に関する事務）」は公営住宅法第48条で定める事項に関する事務には該当しないと聞いています。

Q6.4-2 利用特定個人情報提供省令第2条の表 76 の項の「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務」に準ずる事例である「地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務」とは、具体的にどのようなものですか。

A6.4-2 小規模住宅地区改良事業や改良住宅等改善事業など、公共事業等の執行に伴い住宅に困窮することとなった者を対象にする事業などが考えられます。

6. 5 教育関係

Q6.5-1 授業料等の「免除」の事務は、支援金等の「支給」の事務に類似していると判断してよいですか。

A6.5-1 「経済的利益の移転」という意味で、類似しているものと考えています。

Q6.5-2 利用特定個人情報提供省令第2条の表 151 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」は、申請者に対して支給することとされていますが、独自利用事務において、高校等の設置者に対して補助金を支出する方式を採用することは可能ですか。

A6.5-2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第7条に「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」とあり、法定事務の事務実施においても同様とされていることから、お尋ねの方式を採用する場合でも法定事務に類似する事務として情報照会が可能と考えています。

Q6.5-3 利用特定個人情報提供省令第2条の表 151 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずる事務として届け出る場

合、対象者を大学生や専門学校等まで広げることは認められますか。

A6.5-3 「中等教育」と「高等教育」とで対象者及び目的が異なっていることから、大学生や専門学校等まで対象を広げることは難しいと考えています。ただし、高等専門学校（第一学年から第三学年まで）や専修学校の高等課程等は、法定事務と同様に対象となります。

Q6.5-4 高等学校等の学び直し等のための就学支援金の支給に関する事務の場合、対象者の年齢に上限はありますか。

A6.5-4 独自利用事務の根拠規範において具体的に定められていれば、上限はありません。

Q6.5-5 独自利用事務の「学資の貸与に関する事務」について、卒業後の返還免除規定があります。この場合「貸与」を「支給」とみなして、利用特定個人情報提供省令第2条の表151の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A6.5-5 当該貸与が無利子であり、かつ、卒業後の返還免除規定がある場合のように、「貸与」であっても実質的に「支給」と認められる場合には、お尋ねの法定事務に準ずるものとして届け出ることは可能です。なお、「貸与」として、利用特定個人情報提供省令第2条の表141の項「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務」に準ずるものとして届け出ることも可能です。

Q6.5-6 通学費の補助金の支給に関する事務について、利用特定個人情報提供省令第2条の表151の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずるものとして届け出ることは可能ですか。

A6.5-6 委員会規則で定める要件を満たすのであれば、可能と考えています。

Q6.5-7 就学援助に関する事務について、なぜ医療費だけ独自利用事務の情報連携の対象とならないのですか。医療費もまとめて対象とすることは可能ですか。

A6.5-7 就学援助の医療費については、利用特定個人情報提供省令第2条の表63の項「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」として定められており、特定個人番号利用事務として情報連携ができるため、独自利用事務の情報連携の対象とはならないと考えられます。

Q6.5-8 情報連携の対象となる独自利用事務の事例として記載されている「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、どのように規定すればよいですか。

A6.5-8 以下のとおり、関係府省から条例の参考例が情報提供されたと聞いています。
【都道府県】特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校

への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

【市町村】 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

Q6.5-9 「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として情報連携を行う場合、次の者は対象になりますか。

- ①特別支援学校の小学部及び中学部のうち法定事務の対象とならない児童生徒又はその保護者
- ②特別支援学校の幼稚部及び高等部の専攻科の幼児生徒又はその保護者
- ③小・中学校及び中等教育学校前期課程の特別支援学級に在籍する児童生徒又はその保護者
- ④小・中学校及び中等教育学校前期課程の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒又はその保護者

A6.5-9 いずれも対象とすることができます。

6. 6 難病関係

Q6.6-1 「肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務」及び「特定疾病の医療費助成に関する事務」について、「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能ですか。

A6.6-1 【参考2】の 20(1)①に記載されているとおり、当該事務の対象者は、おおむね「難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に定める「難病の患者」に該当する者又は不妊治療を行っている者若しくは行おうとする者」です。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 1 条に定める「難病」とは、「①発病の機構が明らかでなく、かつ、②治療方法が確立していない希少な疾病であって、③当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とあります。

したがって、地方公共団体の責任において、上記の要件を満たすと判断した場合、質問にある 2 事務についても「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能です。

なお、「肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務」については、利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 137 の項に準ずるものとして届け出ていただくことが望ましいものと考えます。

Q6.6-2 「定期検査費助成に関する事務」について、「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能ですか。

A6.6-2 以下の規定により、「定期検査費」についても「医療費」として届出することは可能です。

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号） 抄

（医療費の範囲）

第 207 条 法第七十三条第二項（医療費控除）に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 医師又は歯科医師による診療又は治療

二～七 （略）

【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例

() 内は準ずる利用特定個人情報提供省令第2条の表の項

《 》内は給付等の内容が類似する利用特定個人情報提供省令第2条の表の項

平成27年8月6日

第55回特定個人情報保護委員会決定

最終改正：令和6年7月31日

- ① 子どもの医療費助成に関する事務（13、96、106）
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務（13）
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務（14、15）
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務（14、15）
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（28）
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務（42）
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（53）
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）（59）
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（76）
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務（81、90）《13》
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務（81）
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務（88）
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務（90）
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（92、93、144、145）
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務（92、93、144、145）
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務（92、93、144、145）
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務（92、93、144、145）
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）（92、93、144、145）

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（92、93、144、145）
- ⑳ 高齢者等の医療費助成に関する事務（132）《13》
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（132）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（132）
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（137）
- ㉔ 学資の貸与及び支給に関する事務（141）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（141、151）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（141、151）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（151）《141》
- ㉘ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（151、155）
- ㉙ 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（155）
- ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（155）
- ※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（法定事務に係るものを除く。）については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉛ 難病患者の医療費助成に関する事務（158）
- ㉜ 不妊治療費用の補助に関する事務（158）
- ㉝ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（124）
- ㉞ 妊産婦の医療費助成に関する事務（96）《13》
- ㉟ 私立中学校等修学支援に関する事務（151）
- ㊱ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務（141、151）
- ㊲ 職業能力開発に係る費用の助成に関する事務（98）
- ㊳ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（136）

- ③⑨ 国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務 (69)
- ④⑩ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務 (155)

【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

令和6年7月31日時点

各法定事務に準ずる独自利用事務は、各項目において(1)及び(2)の条件をいずれも満たすものであって、利用特定個人情報提供省令で定める事務手続の類型(例:審査に関する事務、認定に関する事務、変更に関する事務等)における類似性(独自利用事務の事務手続の類型が、利用特定個人情報提供省令において規定されている法定事務の事務手続の類型と原則一致すること)が認められる事務とする。

1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(利用特定個人情報提供省令第二条の表十三の項)に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務(準法定事務を含む。以下同じ。)の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな育成である場合(独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合(経済的利益の移転)

事例: ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。以下各項において同じ。

2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(利用特定個人情報提供省令第二条の表十四及び十五の項)に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

- (ア) 独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- (イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：障害児通所給付費等の支給に関する事務又はこれに類する事務

3 児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表十四及び十五の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
 - ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - (ア) 独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - (イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）

事例：障害福祉サービスの提供に関する事務又はこれに類する事務

4 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表二十八の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
 - ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

- (ア) 独自利用事務の対象者が、予防接種法第二条で定める「予防接種」を行った者又は行おうとする者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - (イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、対象者の健康の保持である場合（独自利用事務の根拠規範において「健康の保持（増進）」、「疾病発生（まん延）の予防」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：予防接種に係る実費の徴収に関する事務又はこれに類する事務（法定事務に係るものを除く。）

5 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表四十二の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - (ア) 独自利用事務の対象者が、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」（以下この項において「通知」という。）に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の対象者である外国人である場合
 - (イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護である場合
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務である場合

事例：通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

6 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表五十三の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合（地域リロケーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合を含む。）

事例：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

7 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表五十九の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項に定める学校又は小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する者の保護者等であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象の学校に就学する者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る

事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)である場合

事例：特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

7-2 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(利用特定個人情報提供省令第二条の表六十九の項)に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、国民健康保険法第五条に定める「被保険者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、国民健康保険法第六条に定める者を除く。)

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の社会保障及び保健の向上である場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進・向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合(経済的利益の移転)

事例：国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務

8 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの(利用特定個人情報提供省令第二条の表七十六の項)に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に

定められている場合

- ② 独自利用事務の目的が、住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務である場合

事例：地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

9 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表八十一の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、児童扶養手当法第一条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

- ② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務

イ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

10 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表八十八の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - （ア）独自利用事務の対象者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「生活の安定」、「経済的自立」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
 - 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

事例：母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務又はこれに類する事務

11 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表九十の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
 - ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - （ア）独自利用事務の対象者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
 - 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務
 イ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務
 ウ 上記ア又はイに類する事務

12 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務で

あつて主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表九十二の項）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表九十三の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

12-2 母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表九十六の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、母子保健法第一条に定める「母性並びに乳児及び幼児」に該当する者であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められて

いる場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 妊産婦の医療費助成に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

12-3 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表九十八の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、労働施策総合推進法第十八条に定める「求職者」又は「労働者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するためである場合（独自利用事務の根拠規範において「職業能力開発」、「就労促進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：職業能力開発に係る費用の助成に関する事務又はこれに類する事務

13 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百六の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - （ア）独自利用事務の対象者が、児童手当法第一条に定める「児童」又は「児童を養育している者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：子どもの医療費助成に関する事務又はこれに類する事務

13-2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百二十四の項）に準ずる独自利用事務

- (1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
 - （ア）独自利用事務の対象者が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第一条に定める「中堅所得者等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給である場合（独自利用事務の根拠規範において「中堅所得者等に対する居住環境が良好な賃貸住宅の供給」、「国民生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合（地域リノベーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき地方公共団体が独自に家賃減額を行う場合を含む。）

事例：地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

(法定事務に係るものを除く。)

14 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百三十二の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、四十歳以上の者又は介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。）

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高齢者等の医療費助成に関する事務

イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

14-2 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百三十六の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、被災者生活再建支援法第一条に定める「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」に該当する者であって、独自利用事務

の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、住民の生活の安定である場合（独自利用事務の根拠規範において「生活の再建支援」、「被災者の生活の安定」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務又はこれに類する事務

15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百三十七の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条に定める「感染症」の患者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、公衆衛生の向上及び増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「公衆衛生の向上（増進）」、「感染の予防（防止）」、「健康の保持（増進）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務又はこれらに類する事務

16 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百四十一の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定める「学生等」若しくは高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」に該当する者又は学校教育法第五十八条第一項、第七十条第一項及び第八十二条の規定により高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に置かれる「専攻科」に通う生徒であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」、「修学の促進」、「人材の育成（確保）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を支給又は貸与するものである場合

事例：ア 学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

ウ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

エ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百四十四の項）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百四十五の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、障害者総合支援法第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、保護者に物品・手当等を支給する場合であって、当該事務の効果が障害者（児）に明らかに及ぶ場合を含む。）

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

18 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百五十一の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」若しくは学校教育法第一条に定める「幼稚園、小学校、中学校」若しくは同法第五十八条第一項、第七十条第一項及び第八十二条の規定により高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に置かれる「専攻科」に通う幼児、児童若しくは生徒又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 私立中学校等修学支援に関する事務

エ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

オ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

カ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

19 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百五十五の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、子ども・子育て支援法第六条に定める「子ども」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の健やかな成長等である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「子どもの健全な育成」、「育児の支援」、「幼児教育の振興（充実）」、「少子化対策」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）又は地方公共団体からサービスを給付するものである場合

事例：ア 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

イ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

ウ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

エ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（法定事務に係るものを除く。）については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

20 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百五十八の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に定める「難病の患者」に該当する者又は不妊治療を行っている者若しくは行おうとする者（以下「難病患者等」という。）であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、難病患者等の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進」、「保健の向上」、「医療費の負担軽減」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 難病患者の医療費助成に関する事務

イ 不妊治療費用の補助に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務